

放課後児童クラブ第三者評価 内容評価基準(案)

A-1 育成支援の内容

A-1-(1) 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

A① A-1-(1)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。

【判断基準】

- a) 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。
- b) 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助しているが、十分ではない。
- c) 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助していない。

評価の着眼点

- 入所当初等、子どもが放課後児童クラブでの過ごし方を理解できるように工夫している。
- 放課後児童クラブに通うことの必要性について、保護者と共に、子どもの心情に配慮しながら、子どもに理解を促している。
- 連絡帳や保護者の迎えの際の連絡等を通して、子どもの様子を日常的かつ継続的に保護者に伝えている。

A② A-1-(1)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。

【判断基準】

- a) 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。
- b) 子どもの出欠席を把握し、適切に援助しているが、十分ではない。
- c) 子どもの出欠席を把握し、適切に援助していない。

評価の着眼点

子どもの出欠席について、保護者からの連絡をあらかじめ確認している。

子どもの出欠席について、当日の変更についても確認できるようにしている。

子どもが保護者からの連絡なく欠席したり来所が遅れたりした場合に、速やかに状況を把握し対応している。

子どもの所在が把握できない場合の対応をあらかじめ検討し、職員間で共有している。

子どもの所在が把握できない場合の対応を保護者に伝えている。

A③ A-1-(1)-③ 子どもの安全や生活の連続性を保障している。

【判断基準】

- a) 子どもの安全や生活の連続性を保障している。
- b) 子どもの安全や生活の連続性を保障しているが、十分ではない。
- c) 子どもの安全や生活の連続性を保障していない。

評価の着眼点

- 毎日の子どもの下校時刻や学校の行事等の予定について、学校と情報交換し、連携している。
- 子どもの来所経路や帰宅経路における安全確保について、計画及びマニュアルを作成している。
- 子どもの来所経路や帰宅経路における安全確保について、計画及びマニュアルを職員・保護者に周知している。
- 子どもの来所経路や帰宅経路における緊急時の連絡方法について、学校・家庭と情報交換し、連携している。
- 地域組織や子どもに関わる関係機関等に、育成支援の内容を伝え、地域の人々の理解と協力を得られるようにしている。

A-1-(2) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援

A④ A-1-(2)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場となるよう工夫している。

【判断基準】

- a) 子どもが安心して過ごせる生活の場となるよう工夫している。
- b) 子どもが安心して過ごせる生活の場となるよう工夫しているが、十分ではない。
- c) 子どもが安心して過ごせる生活の場となるよう工夫していない。

評価の着眼点

- 生活の場としての機能を満たすための設備及び備品等を備えている。
- ロッカーや下駄箱は、子ども一人ひとりに専用のもので設けられている。
- 子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握している。
- 一人ひとりの子どもの普段の健康状態や心身の状態についての特徴を把握し、放課後児童支援員等間でその情報を共有している。
- 静養や気分転換が必要なことに気づいた時に、時期を逸さず対応できるようにしている。
- 体調が悪いときなどに静養できるスペースが確保されている。

A⑤ A-1-(2)-② 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。

【判断基準】

- a) 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。
- b) 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助しているが、十分ではない。
- c) 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助していない。

評価の着眼点

- 放課後児童クラブでの過ごし方は、できるだけ簡潔でわかりやすいものとし、子どもが理解できるようにしている。
- 子ども一人ひとりにとって無理のない過ごし方となるよう配慮しながら、子ども全体に共通するおまかな過ごし方や生活時間の区切りをつくっている。
- 子どもと話し合いながら、遊びや生活の流れや内容を柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助している。
- 子どもが集団の中での過ごし方について自分自身で考えられるように工夫している。
- 放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等を保護者に伝えている。
- 学校が長期休みとなる期間には、夏休み等ならではの過ごし方や活動の工夫や配慮を行っている。

A⑥ A-1-(2)-③ 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。

【判断基準】

- a) 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。
- b) 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助しているが、十分ではない。
- c) 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助していない。

評価の着眼点

健康や衛生、日常生活に関する基本的な生活習慣の習得について援助している。

子どもたちが集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まり事等を理解できるよう工夫している。

A⑦ A-1-(2)-④ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。

【判断基準】

- a) 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。
- b) 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助しているが、十分ではない。
- c) 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助していない。

評価の着眼点

- 子ども一人ひとりについて、その発達の状況や養育環境の状況等を把握する必要性を理解している。
- 発達段階に応じた遊びと生活の環境をつくっている。
- 遊びを豊かにするために必要な遊具及び図書が備えられている。
- 宿題、自習等の学習活動ができる環境を整えている。
- 宿題について、保護者と共通の理解を持てるようにしている。
- 年齢や発達の状況、その時々々の心身の状況に応じて、子ども自身が遊びを自由に選択できる環境を整えている。

A⑧ A-1-(2)-⑤ 子ども同士の関係を豊かに作りだせるように援助している。

【判断基準】

- a) 子ども同士の関係を豊かに作りだせるように援助している。
- b) 子ども同士の関係を豊かに作りだせるように援助しているが、十分ではない。
- c) 子ども同士の関係を豊かに作りだせるように援助していない。

評価の着眼点

□子どもが仲間関係を作り出し、自発的に遊びを展開できるように援助している。

□意見の対立やけんかなどについて、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるよう援助している。

□子ども同士の間にいじめの関係が生じないよう配慮するとともに、問題が起きたときには早期対応に努め、協力して適切に対応できるよう努めている。

A⑨ A-1-(2)-⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。

【判断基準】

- a) 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。
- b) 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助しているが、十分ではない。
- c) 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助していない。

評価の着眼点

- 放課後児童支援員等は子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重している。
- 子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築いている。
- 行事等を行う際は、子ども同士が意見を出し合う機会を設けている。
- 子どもが運営に関わる行事等の活動を行う際には、子どもと保護者に活動の目的や大まかな内容を説明している。
- 子どもが運営に関わる行事等の活動を行う際には、子ども自身が運営に関わる際の段取り等を伝えている。

A-1-(3) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援

A⑩ A-1-(3)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。

【判断基準】

- a) 障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。
- b) 障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めていない。

評価の着眼点

- 障害のある子どもの利用機会の周知を行っている。
- 障害のある子どもの受け入れにあたっては、子どもや保護者との面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握している。
- 障害のある子どもの、個々の状況に応じた施設、設備や育成支援の内容の工夫、職員体制に関する配慮等を行っている。
- 受入れの判断について、あらかじめ判断の基準や手続等を定めている。

A⑪ A-1-(3)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。

【判断基準】

- a) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。
- b) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っていない。

評価の着眼点

- 障害のある子ども一人ひとりの状況や育成支援の内容を記録している。
- 記録した内容を、放課後児童支援員等の間で共有している。
- 障害のある子どもの育成支援について事例検討する機会を持っている。
- 学校を含む他機関との連携を図っている。
- 学校を含む他機関との連携に際して、保護者から情報共有について同意を得ている。
- 学校を含む他機関との連携に際して、守秘義務や個人情報保護の原則に配慮している。

A12 A-1-(3)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。
- b) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っていない。

評価の着眼点

- 児童虐待を発見した後の市町村等への通告の手順や、緊急性があると思われる場合の対応と手順についてあらかじめ定めている。
- 要保護児童対策地域協議会の構成員となるなど、関係機関と連携、協力できる体制を構築している。
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげている。
- 放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携している。

A-1-(4) 適切なおやつや食事の提供

A⑬ A-1-(4)-① 放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供している。

【判断基準】

- a) 放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供している。
- b) 放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供しているが、十分ではない。
- c) 放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供していない。

評価の着眼点

- 栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供している。
- ゆったりとした雰囲気の中でおやつを楽しめるようにしている。

A14 A-1-(4)-② おやつや食事提供時の食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するための対応を行っている。

【判断基準】

- a) おやつや食事提供時の食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するための対応を行っている。
- b) おやつや食事提供時の食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するための対応を行っているが、十分ではない。
- c) おやつや食事提供時の食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するための対応を行っていない。

評価の着眼点

- 受入れ時に、すべての子どものアレルギーの有無を利用開始までに調査している。
- 食物アレルギーのある子どもについて、必要な事項を聞き取り、全職員で情報を共有している。
- 食物アレルギーのある子どもへのおやつや食事の提供について、対応方針を定め、定期的に保護者と相談し決定している。
- 誤配や、誤食による窒息事故等がないよう、危機管理を徹底し、確認体制を整えている。
- 食物アレルギーの緊急時対応のマニュアルを整備し、全職員に周知している。
- 食物アレルギーの緊急時対応のマニュアルを子ども本人、保護者と共有している。
- 食物アレルギーの対応方法等に関する基本的な事項について、定期的に訓練を実施している。

A15 A-1-(4)-③ おやつや食事に関する衛生管理を適切に行っている。

【判断基準】

- a) おやつや食事に関する衛生管理を適切に行っている。
- b) おやつや食事に関する衛生管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) おやつや食事に関する衛生管理を適切に行っていない。

評価の着眼点

- 食中毒や事故防止のための点検項目を定めている。
- 放課後児童支援員等は、手洗いや爪切り、消毒等の衛生管理を徹底している。
- 長期休み期間中等の食事について、衛生管理、食中毒対策を行っている。
- 食中毒発生時の対応についてあらかじめ定めており、保護者と共有している。

A-1-(5) 安全と衛生の確保

A⑯ A-1-(5)-① 子どもの安全に関する環境を整備している。

【判断基準】

- a) 子どもの安全に関する環境を整備している。
- b) 子どもの安全に関する環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 子どもの安全に関する環境を整備していない。

評価の着眼点

- 毎日子どもが来所する前までに、施設整備や遊具等の安全点検を行っている。
- 毎日子どもが来所する前までに、整理整頓、清掃等を行っている。
- 安全管理に関する点検について、点検項目、点検頻度、点検者を定めている。
- 安全管理に関する点検を定期的に行っている。
- 子どもの主な行動範囲を中心とした地域の中での子どもの行動や環境を把握している。
- 子どもの病気やケガの場合、保護者と連絡をとれるようにしている。

A⑰ A-1-(5)-② 衛生に関する環境を整備している。

【判断基準】

- a) 衛生に関する環境を整備している。
- b) 衛生に関する環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 衛生に関する環境を整備していない。

評価の着眼点

子どもが清潔を保つための生活習慣を身に付けるよう援助している。

子どもと共に日常の衛生管理に努めている。

衛生に関する点検について、点検項目、点検頻度、点検者を定めている。

衛生に関する点検を定期的に行っている。

A-2 保護者・学校との連携

A-2-(1) 保護者との連携

A⑱ A-2-(1)-① 保護者との協力関係を構築している。

【判断基準】

- a) 保護者との協力関係を構築している。
- b) 保護者との協力関係を構築しているが、十分ではない。
- c) 保護者との協力関係を構築していない。

評価の着眼点

子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。

保護者が放課後児童クラブの運営に協力する関係を築いている。

保護者が放課後児童クラブの活動や行事に参加、協力する機会を設けている。

保護者会や保護者が参加する活動や行事の機会を工夫して、保護者同士の交流の場を設けている。

A-2-(2) 学校との連携

A⑱ A-2-(2)-① 学校との連携を図り、子どもの生活の連続性を保障している。

【判断基準】

- a) 学校との連携を図り、子どもの生活の連続性を保障している。
- b) 学校との連携を図り、子どもの生活の連続性を保障しているが、十分ではない。
- c) 学校との連携を図り、子どもの生活の連続性を保障していない。

評価の着眼点

- 子どもの生活の連続性を保障するための情報交換や情報共有を日常的に図っている。
- 子どもに変化や問題が生じた際には、連絡調整ができる関係を構築している。
- 学校との連携に関する担当者を置いている。
- 子どもに関する情報提供をしたり情報を得たりする際の、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めている。
- 学校施設を利用する際は、利用のルール、事故やケガ、器物破損が生じた際の取決めについて事前に学校と協議している。

A-3 子どもの権利擁護

A-3-(1) 子どもの権利擁護

A⑳ A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) ー
- c) 子どもの権利擁護に関する取組の徹底が十分ではない。

評価の着眼点

児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を行っている。

子どもの人権に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行っている。

子どもに影響のある事柄について、子どもが意見を述べ、参加することを保障している。

A②1 A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価の着眼点

職場倫理を具体的に明文化している。

職場倫理を研修で共有し、遵守状況を確認している。

職員による子どもの権利の侵害や虐待とみなされる行為の防止について研修等を実施し、職員間で共有している。